

保育所利用継続手続きのお願い
～子ども・子育て支援新制度が始まります～



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

《はじめに》

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まる予定です。

子ども・子育て支援新制度では、小学校就学前の施設・事業を利用することを希望する保護者の方に、施設・事業を利用するための認定を受けていただくことになります。

現在すでに保育所をご利用になっている保護者の方にも、平成 27 年 4 月以降も保育所を継続して利用することを希望される場合は、この認定を受けていただく必要があります。

つきましては、別添の支給認定申請書に必要事項をご記入いただき、現在ご利用中の保育所へご提出してください。なおこの申請書の提出に伴い、例年 1 月にご提出をお願いしております現況届については、今年度に限りご提出は不要とします。

1 保育所に入所中のお子さんの手続き

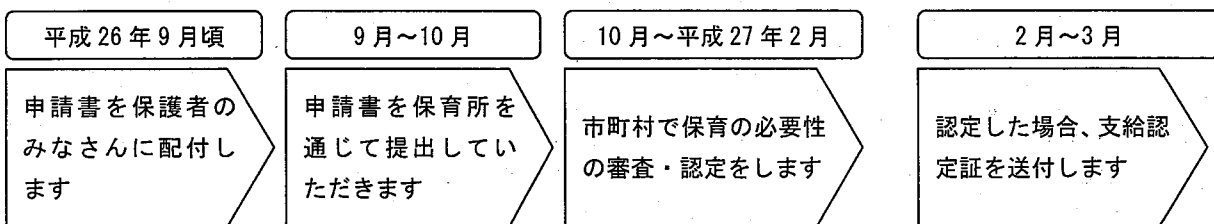
新制度が始まる平成 27 年度以降、保育所等の施設等を利用いただくためには、施設等を利用する子どもが保育を必要としていることを、市町村が認定する必要があります。

このため、保護者のみなさんには、支給認定申請書兼現況届を提出していただく必要があります。

基準日（10 月 1 日）時点で、保育所をご利用になっている方で平成 27 年 4 月以降も継続してご利用になる方につきましては、お子さんの状況等を確認するための面接等は原則として行わず、ご提出いただく書類によって判断いたします。就労等を要件として保育所入所をされた方につきましては、就労状況等の変化がない場合、継続して保育所をご利用になれます。

保育を必要としていることを認定した場合は、支給認定証を、施設等を通じて送付いたします。

【スケジュール】



【保育認定の要件】

- ・就労（月 48 時間以上）
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障がい
- ・同居者等の介護・看護
- ・災害の復旧に従事している場合
- ・求職活動
- ・就学
- ・育児休業前に保育所を利用していた子どもがいた場合 等

※65 歳以上の同居親族がないことという要件は、新制度の開始に伴い不要となります。

※現在保育所入所中の子どもについては、就労のうち、「月 48 時間以上」の要件は適用されません

※現在保育所入所中の子どもについての保育認定の要件は、これまでの保育所入所に必要な要件よりも厳しくなる訳ではありません。

【手続きの方法】

次の書類を、区保健福祉センターへ提出してください。

- ①支給認定申請書兼現況届 ②保育の必要性を証明する書類（下の表をご参照ください）
③確認票

（平成 26 年 1 月 1 日時点のお住まいが大阪市外の方は、確認票と合わせて平成 26 年度市町村民税課税証明書又は平成 26 年度市町村民税納税通知書も必要です。ただし、保育料決定のために既にいずれかを区保健福祉センターに提出いただいている場合は、不要です。）

保育が必要な理由		書類の名前	添付書類及び注意事項
就労 (内定を含む)	雇用されている方 (会社員・公務員・ パート・派遣社員 等)	勤務(内定)証明書	【シフト制等不規則な勤務の場合】 シフト表等、勤務状況が確認できるもの ・派遣社員の場合、派遣会社(派遣元)の証明が必要です。
	自営業の方 (自営専従者を含む)	就労(予定)状況申告書	開業届出書(控)又は営業許可証(写) (どちらも提出できない場合は確定申告書(控)等、事業による収入を確認できるもの) 【自営専従者の場合】 青色事業専従者給与に関する届出書 【自営業開始予定の場合】 店舗予定地の賃貸借契約書や開業にかかる経費の支出明細等、自営業を開始することが確認できるもの ・自営専従者でない場合は、「勤務(内定)証明書」を提出してください。
妊娠・出産(産前産後8週)			母子健康手帳の父母氏名・出産予定日が確認できるページ(写)
疾病		疾病・障がい状況申告書	
障がい		疾病・障がい状況申告書	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の等級が確認できるページ(写)
介護・ 看護	介護・看護の 対象となる方	疾病・障がい状況申告書	【介護の場合】 障がい手帳や介護保険被保険者証(写) 【通学等付き添いの場合】 在学・通所証明書等、利用状況が確認できるもの
	介護・看護を 行う方	介護・看護状況申告書	
災害復旧			罹災証明
就学		就学等(予定)証明書	
ひとり親		保育が必要な理由に応じた 書類	【離婚調停中の場合】 事件係属証明書
求職中		求職活動状況等申告書	雇用保険受給者証やハローワークカード(写)等、求職活動の状況が確認できるもの
育児休業中 (平成27年4月時点)		復職(予定)証明書	・平成27年4月に職場復帰する場合は、「勤務(内定)証明書」を提出してください。

※これらの証明書類は、平成 27 年 4 月 1 日の状況(予定)を証明するものです。

※「求職活動状況等申告書」「復職(予定)証明書」は、このリーフレットには入っていません。

必要な方は、区保健福祉センターにお申し出ください。

2 保育必要量について

保護者の就労を理由として保育の認定を受ける場合、保育必要量の認定を行います。

保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。

保育標準時間の認定を受けた場合は、1日に最大11時間、保育所等を利用することができ、保育短時間の認定を受けた場合は、1日に最大8時間、保育所等を利用することができます(ただし延長保育を利用する場合はそれ以上利用できます)。

現在保育所を利用されている方につきましては、新制度開始時の経過措置として、就労時間が短い場合

であっても、本市で必要と認める場合は、保育標準時間として認定することとします。

また保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間の認定を希望される場合は、保育短時間として認定します。

(保育必要量の認定方法の例)

保育必要量	例
保育標準時間	・両親のいずれもがフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合 ・父親が就労し、母親が妊娠・出産により、子どもを保育することができない場合 ・ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合 等
保育短時間	・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合又はそれに近い場合 ・両親の1人が就労しているが、1人が求職活動をするにより、子どもを保育することができない場合 ・ひとり親世帯で、保護者がパートタイムで就労する場合又はそれに近い場合 等

同居している家族の介護等の理由で、保育を必要とする場合の保育必要量については、個別に各家庭の状況から判断した上で認定します。

3 認定の有効期間について

これまでの制度でも、求職活動を要件とした保育所入所期間は6か月とするなど、保育に欠ける要件によって、保育所入所期間を決定していました。

新制度でも保育を必要とする理由に応じて、認定の有効期間が異なります。認定の有効期間が過ぎますと保育所等の利用ができなくなりますので、有効期間の終了後も保育所等の利用を希望される場合は、認定に必要な手続きをしてください。

(認定の有効期間の例)

- ・就労、疾病・障がい、介護・看護等 : 小学校就学前まで
- ・求職活動 : 90日間を経過した月末まで
- ・妊娠、出産 : 出産日から8週間を経過した日の月末まで
- ・その他 : 保育が必要と認められる期間

4 認定できない場合

現在保護者のいずれかが就労等をしていない場合等、保育の必要性を認定できない場合は、平成27年3月末までに退所していただく必要があります。保育の必要性を認定できない場合は、別途保育所を通じてご連絡いたします。

また現在、求職活動を理由に入所し、更新後の保育の実施期間が平成27年3月末までとなっている方で、所定の日までに就労証明書等の提出ができない場合は、別途平成27年度新規利用申込みを行っていただく必要があります。この場合、現在入所中の保育所は平成27年3月末で退所となり、新たに保育の必要性の認定及び利用調整を受けていただくこととなります。

5 保育料について

新制度での保育料は、これまでと同様に所得に応じた保育料となります。ただし、新制度では保育料の算定方法が変更になります。

これまででは、主に前年の所得税額を用いて保育料を決定していましたが、新制度では主に市民税額を用いて保育料を決定することになります。保育料の決定にあたり、保護者の市民税の情報を確認させていただくこととなります。

なお具体的な保育料の額については、現在本市で検討中です。

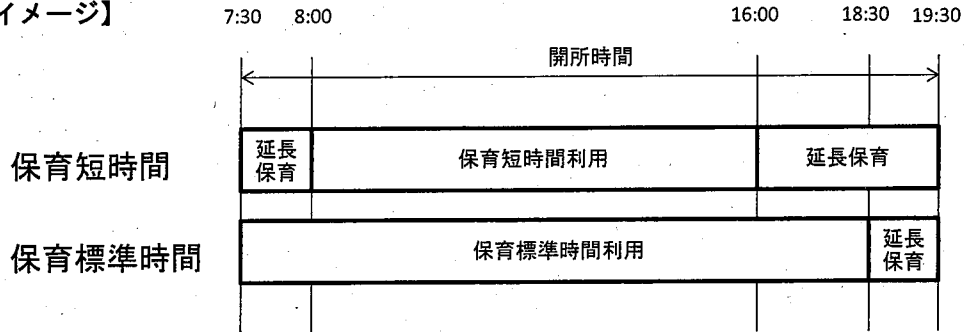
6 保育所等の利用について

それぞれの保育所では標準開所時間が決められていますが、それとともに、保育必要量に応じて利用時間が決められます。毎月大阪市にお支払いいただく保育料で利用できるのは、その利用時間の中で、「2 保育必要量」で決められる1日に利用できる最大の時間の範囲内となります。

利用時間から外れた時間を利用する場合、または1日に利用できる最大の時間の範囲を超えて利用する場合は、延長保育となります。それぞれの保育所で決められる標準的な利用時間については、各保育所にお尋ねください。

なお保育施設・事業は、それぞれの家庭の就労状況等に応じて認定された保育必要量の範囲内で、就労や通勤等でこどもを保育できない時間に、必要な範囲内で利用するものであり、これは新制度が開始しても現在と同様です。

【利用時間のイメージ】



※ 図は一例です。開所時間等や延長保育の実施の有無については、施設によって異なります。

※上図のような施設の場合、保育短時間認定の子どもが9:00～17:00まで利用した場合、16:00～17:00の時間は延長保育となります。

7 Q & A

Q 新制度の開始後も現在利用している保育所を継続して利用できますか。

A 現在保育所を利用している方で、引き続き保育所等での保育が必要と認められる方につきましては、認定の手続きを行えば新制度の開始後も継続して同じ保育所を利用できます。

Q 保育標準時間と保育短時間では、保育料に違いはありますか。

A 保育所等を11時間利用できる保育標準時間と、8時間利用できる保育短時間とで保育料に違いを設けるかどうかは、現在本市で検討中です。

Q 認定の手続きをしないとどうなりますか。

A 新制度では保育所を利用するためには、市町村から認定を受ける必要があります。認定を受けなければ保育所を利用できなくなりますので、必ず手続きをしてください。

子ども・子育て支援新制度の詳細については、大阪市ホームページをご覧ください。

必要書類の提出期限は、平成26年 月 日 () です。

期限までに提出がない場合は、継続利用ができなくなることがあります。

